- 1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(190))」
- 2. 日 時: 平成29年6月23日 10時00分~12時00分
- 3. 場 所:原子力規制庁 18階耐震会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、皆川安全審査官、

(安全技術管理官(システム安全担当)付)

小野主任技術研究調査官、酒井主任技術研究調査官、江口技術研究調査官、 江畑技術参与、増原技術参与、小西技術参与

事業者:

日本原子力発電株式会社:福山執行役員(発電管理室室長(許認可担当)) 他 16名

東北電力株式会社:東通原子力発電所 副調査役

中部電力株式会社:原子力本部 原子力部 運営グループ 担当 北陸電力株式会社:原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム主任

中国電力株式会社:電源事業本部 担当課長(原子力安全) 電源開発株式会社:炉心・安全室 安全技術タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価(炉心損傷防止対策)のうち、崩壊熱除去機能喪失(取水機能喪失)及び原子炉停止機能喪失の対策について、これまでの指摘事項を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【崩壊熱除去機能喪失(取水機能喪失)】

- 作業と所要時間のチャートについて、対応可能な要員にて実施するとして、要員を割り当てていない項目についても、実態を踏まえて要員を割り当てること。
- 格納容器スプレイの着手基準について、サプレッション・チェンバ圧力が 245kPa[gage]を超過している場合と279kPa[gage]に到達した場合との基準 の違いについて、考え方を整理した資料を提示すること。
- 解析コードにおける不確かさについて、燃料被覆管が冠水している場合の 炉心における燃料棒表面熱伝達、沸騰遷移及び気液熱非平衡の不確かさの 扱いを整理した資料を提示すること。

【原子炉停止機能喪失】

- リウェットを考慮しない場合の燃料被覆管温度への影響について、燃料被 覆管温度の挙動の考え方について整理した資料を提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:

- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料
- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 崩壊熱除去機能喪失(取水機能喪失) 比較表
- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 原子炉停止機能喪失 比較表